

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

北 広 島 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	北広島市農業の概要	1
2	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	2
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農 類型ごとの農業経営の指標	6
1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	12
2	本市が主体的に行う取組	12
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	14
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相 互提供	14
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	14
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区 域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	16
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その 他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農 作業の実施の促進に関する事項	21
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
第 6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	22
第 7	その他	22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 北広島市農業の概要

(1) 現況

北広島市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、北西は札幌市、北は江別市、東は長沼町と南幌町、南は恵庭市に隣接した周囲約 52.5 km、総面積 119.05km² の都市である。地形は、南西部にある島松山を除いては、標高約 100m前後の丘陵が各所に起伏し、主な平丘陵上部の台地と東部地区は平坦地、千歳川周辺は標高 5 ~ 7 mの低地となっている。

本市の農用地は、東部地域に広がる低台地の稲作及び汎用農地、中央から西部に広がる丘陵台地の酪農及び畑作地帯、仁井別川流域に分布する狭長な汎用農地などから形成されている。

本市は、昭和40年代前半までは純農村であったが、札幌市を中心とした道央圏の人口増の流れの中で、道営北広島団地を始めとする数多くの市街地開発により、都市化が大きく進んだ。

本市の農業は、水稻、酪農、野菜、養豚、花きを基幹作物として振興を図ってきており、道央圏における食料基地として重要な役割を担ってきたところである。

(2) 課題

本市においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和45年に農業振興地域の指定を受け、優良農用地の保全（令和3年度現在で、農業振興地域のうち、1,540 haを農用地区域として設定）に努めてきたが、都市化の進展に伴う営農環境の変化、担い手不足の深刻化などにより、年々、農地面積が減少の一途を辿っており、今後も農地の遊休化、荒廃化が懸念される状況にある。引き続き優良農用地の維持・保全と農用地の有効利用をどのように図るかが、今後の大きな課題となる。

農家戸数（世帯数）については、昭和40年代当初には700戸余りであったものが、その後年々減少し、昭和60年に402戸、平成22年に122戸、令和2年には102戸と、100戸を割り込む寸前の状況に至っている。農業経営者の高齢化が進む中、農業後継者の育成・確保が重大な課題となっており、新規就農、新規参入はもとより、法人の育成など新たな担い手の育成対策が求められている。

農業を支える担い手の減少や高齢化が進み、農山村地域が衰退の一途を辿っている中、農業者の所得向上、農業経営の安定化はもとより、交流人口の増加や地域の活性化につなげるため、農山村の豊かな地域資源を活用した取組が求められている。本市は、大消費地札幌市に隣接する地の利があることから、グリーン・ツーリズム、6次産業化、農商工連携などの取組を推進することが重要である。

また、国内外における様々な分野において、持続可能な開発目標（SDGs）や地球環境への対応が重要となっている中、本市農業においても、化学合成農薬、化学肥料の使用量削減や有機農業の推進などが中長期的な課題となっている。

2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

本市では、地域の農業構造の現状及びその見通しを踏まえ、関係機関と連携し、家族経営をはじめとする農業経営体の経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するため、農業経営体を支える営農支援組織の育成や、担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力あるものとするため、本市又は近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね460万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度

主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、道央農業振興公社など地域の関係機関・団体とともに、農業経営改善計画の作成指導や認定後のフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本市の令和12年度における農業法人数の目標数を38経営体（令和4年1月現在：29経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

本市の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、道央農業振興公社等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、外国人労働者、他産業を退職した人材など、多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、SDGsの目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は、平成24年から令和2年までの10年間では10人となっている。従来からの基幹作物である野菜の産地として生産量の維持・拡大を図っていくた

め、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

上記の(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人についても年間1法人の増加を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本市又は近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たりの年間農業所得460万円程度)を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得230万円程度を目標とする。

(3) 地区として推進する取組

本市の基幹作物である野菜等の栽培において青年等の受入を重点的に進め、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得が確保でき、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの農業経営の指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市又は近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 畑作 + 野菜 (複合)	<作付面積等> 水稲 10 ha 大豆 3 ha ブロッコリー 2 ha 長ネギ 1 ha 緑肥 3 ha その他の野菜 1 ha 合計 20 ha (うち借地 7 ha)	<機械施設設備等> トラクター 6 台 ロータリー 3 台 コンバイン 1 台 苗移植機 1 台 田植機 1 台 代掻き機 1 台 乾燥機 1 台 籾摺機 1 台 ビニールハウス 7 棟 ほか <その他> ・米の乾燥施設等の共同利用 ・水稲の疎植栽培の一部導入	<経営の方向> ・施設の共同利用や省力技術によるコストの縮減 ・輪作体系の確立と計画的な土地改良による品質、収量の向上 <経営管理> ・複式簿記記帳 ・青色申告 ・パソコンによる経営分析	<労働> ・家族 4 人 ・臨時雇(年間) 3 人/延べ 360 日 主従事者の労働時間 1,920 時間 <その他> ・休日制の導入(年間 16 日) ・後継者との役割分担によるゆとりある生活の実現
水稲 + 畑作 + 野菜 (複合)	<作付面積等> 水稲 25 ha 小麦 2 ha 大豆 1 ha 小豆 1 ha 南瓜 3 ha ピーマン 1 ha 雑穀 2 ha 合計 35 ha (うち借地 23 ha)	<機械施設設備等> トラクター 10 台 ロータリー 3 台 コンバイン 1 台 稲移植機 1 台 田植機 1 台 乾燥機 3 台 籾摺機 1 台 高速播種機 1 台 ディスクモア 1 台 ビニールハウス 17 棟 水稲育苗ハウス 9 棟	<経営の方向> ・水稲を中心とした安定的な経営 <経営管理> ・複式簿記記帳 ・青色申告 ・パソコンによる経営管理	<労働> ・家族 2 人 ・臨時雇(年間) 5 人/延べ 900 人 主従事者の労働時間 1,900 時間 <その他> ・JA との連携による臨時雇用者の人材確保、育成

		ほか <その他> ・機械装備の定期的な更新による作業効率の向上		
水稲 + 野菜 (複合)	<作付面積等> 水稲 17 ha 馬鈴薯 2 ha 合計 19 ha (うち借地 0 ha)	<機械施設装備等> トラクター 3 台 ロータリー 1 台 コンバイン 1 台 スライドモア 1 台 ウイングモア 1 台 スタプルカチ 1 台 田植機 1 台 乾燥機 2 台 コンバイン 1 台 ビニールハウス 11 棟 ほか	<経営の方向> ・水稲を中心とした安定的な経営 ・経営地拡大(購入)による所得向上 <経営管理> ・複式簿記記帳 ・青色申告 ・パソコンによる経営管理	<労働> ・家族 4 人 ・臨時雇(年間) 5 人/延べ 180 人 主従事者の労働時間 1,840 時間 <その他> ・JA 及び他団体との連携による臨時雇用の確保
畑作 + 野菜 (複合)	<作付面積等> 小麦 14 ha 大豆 11 ha 小豆 2 ha ブロッコリー 1 ha その他の野菜 1 ha 合計 29 ha (うち借地 13 ha)	<機械施設装備等> トラクター 8 台 ロータリー 4 台 コンバイン 2 台 プランター 1 台 野菜移植機 1 台 防除機 4 台 野菜選別機 1 台 ほか <その他> ・暗渠等の土地改良の継続実施	<経営の方向> ・輪作体系の確立と計画的な土地改良による品質、収量の向上 ・野菜直売所の併設 <経営管理> ・簡易簿記記帳 ・青色申告 ・パソコンによる経営分析	<労働> ・家族 4 人 ・臨時雇(年間) 3 人/延べ 160 人 主従事者の労働時間 1,840 時間 <その他> ・休日制の導入(年間 16 日) ・後継者との役割分担によるゆとりある生活の実現
畑作 + 野菜 (複合)	<作付面積等> 大豆 6 ha 馬鈴薯 2 ha ブロッコリー 5 ha レタス 3 ha その他 1 ha 合計 17 ha (うち借地 4 ha)	<機械施設装備等> トラクター 1 台 野菜移植機 2 台 野菜播種機 1 台 ポテトヘvester 1 台 ポテトプランター 1 台 ビニールハウス 1 棟 ほか <その他> ・機械等の使用年	<経営の方向> ・経営地拡大(借地)による所得向上 ・輪作体系の確立による高品質で安全安心な農産物の生産 <経営管理> ・複式簿記記帳 ・青色申告	<労働> ・本人 1 人 ・臨時雇(年間) 6 人/延べ 200 人 主従事者の労働時間 1,760 時間

		限の延長		
野菜 (専業)	<p><作付面積等></p> <p>レタス 4 ha 人参 2 ha キャベツ 1 ha 南瓜 3 ha 馬鈴薯 1 ha 合計 11 ha (うち借地 5 ha)</p>	<p><機械施設設備等></p> <p>トラクター 2 台 ハーベスター 1 台 スプレイヤー 1 台 ほか</p> <p><その他></p> <p>・機械等の使用年限の延長</p>	<p><経営の方向></p> <p>・化学肥料、農薬の減による差別化 ・相対契約販売による安定した収入源の確保</p> <p><経営管理></p> <p>・複式簿記記帳 ・青色申告</p>	<p><労働></p> <p>・家族 3 人 ・臨時雇(年間) 2 人/延べ 320 人</p> <p>主従事者の労働時間 2,000 時間</p> <p><その他></p> <p>・給料制の実施</p>
野菜 (専業)	<p><作付面積等></p> <p>レタス 15 ha 馬鈴薯 3 ha 合計 18 ha (うち借地 7 ha)</p>	<p><機械施設設備等></p> <p>トラクター 7 台 ロータリー 4 台 全面マルチャ 2 台 スプレイヤー 1 台 サブソイラー 1 台 野菜移植機 4 台 散水機 4 台 ほか</p>	<p><経営の方向></p> <p>・土壌診断による適正施肥、化学肥料、農薬の減による高品質農産物の生産 ・価格変動リスク回避のための広域販売網の活用</p> <p><経営管理></p> <p>・複式簿記記帳 ・青色申告</p>	<p><労働></p> <p>・家族 3 人 ・臨時雇(年間) 17 人/延べ 1,800 人</p> <p>主従事者の労働時間 1,900 時間</p> <p><その他></p> <p>・休日制の導入(年間 50 日) ・給料制の実施</p>
酪農 (専業)	<p><飼養頭数></p> <p>経産牛 100 頭 個体販売 45 頭</p> <p><作付面積等></p> <p>牧草 58 ha デントコーン 12 ha 合計 70 ha (うち借地 44ha)</p>	<p>トラクター 5 台 バンクローナー 2 台 パイプラインミルカー 2 台 ハロー 3 台 コンプレッサー 2 台 コンバイン 1 台 モーターポンプ 2 台 畜舎 5 棟 ほか</p>	<p><経営の方向></p> <p>・計画的な土地改良、草地更新による粗飼料の生産性の向上</p> <p><経営管理></p> <p>・複式簿記記帳 ・青色申告 ・顧問税理士による経営診断</p>	<p><労働></p> <p>・家族 4 人 ・常時雇(年間) 1 人 ・臨時雇(年間) 2 人/延べ 100 人</p> <p>主従事者の労働時間 2,000 時間</p> <p><その他></p> <p>・休日制の導入(年間 50 日) ・給料制の実施</p>
花き	<p><作付面積等></p> <p>シラネ 7 a イパチエス 2 a</p>	<p><機械施設設備等></p> <p>ホイルローダー 1 台 ハウススプレイヤー 1 台</p>	<p><経営の方向></p> <p>・暖房費の負担軽減を図るため秋出荷を中心とした</p>	<p><労働></p> <p>・家族 2 人 ・臨時雇(年間)</p>

(専業)	サイリア	3 a	パイハウス	6 棟	栽培体制 ・消費者ニーズの把握による製品ロスの低減 < 経営管理 > ・複式簿記記帳 ・青色申告	1 人/延べ 15 人 主従事者の労働時間 2,000 時間 < その他 > ・休日制の導入 (年間 50 日)
	日日草	7 a	倉庫	1 棟		
	ササア	1 a	土入れ機	1 台		
	その他の花き	11 a		ほか		
	野菜苗	11 a				
	合計	42 a				
	(うち借地 42 a)					

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 野菜 (複合)	< 作付面積等 > 水稲 24 ha 野菜(直売所) 2 ha 合計 26 ha (うち借地 26ha)	< 機械施設設備等 > トラクター 6 台 ロータリー 2 台 コンバイン 1 台 ハロー 1 台 播種機 1 台 田植機 1 台 糶摺機 1 台 乾燥機 4 台 ビニールハウス 8 棟 ほか <その他> ・暗渠等の土地改良の継続実施	< 経営の方向 > ・JGAP 取得による高品質で安全な農産物の管理 ・独自ブランドの確立と販路の拡大 ・直売所の経営 < 経営管理 > ・複式簿記記帳 ・税理士による経営診断 ・青色申告	< 労働 > ・構成員 5 人 ・臨時雇(年間) 5 人/延べ 130 人 主従事者の労働時間 1,680 時間 < その他 > ・休日制の導入 (年間 24 日) ・給料制の実施
野菜 (専業)	< 作付面積等 > 大根 6 ha 有機人参 3 ha 有機馬鈴薯 2 ha 緑肥 2 ha 合計 13 ha (うち借地 13ha)	< 機械施設設備等 > トラクター 2 台 ロータリー 1 台 野菜播種機 1 台 全自動移植機 1 台 野菜収穫機 2 台 野菜洗い機 2 台 野菜選別機 2 台 ほか <その他> ・作業機械の積極的な導入による効率化、精度向上	< 経営の方向 > ・3 品目の作物の作業体系の組合せによる天候リスク対応 ・有機野菜、加工品販売による農産品の差別化と販路開拓 < 経営管理 > ・複式簿記記帳 ・青色申告	< 労働 > ・構成員 2 人 ・臨時雇(年間) 15 人/延べ 620 人 主従事者の労働時間 2,000 時間 < その他 > ・休日制の導入 (年間 50 日) ・給料制の実施

<p>酪農 (専業)</p>	<p>< 飼養頭数 > 経産牛 270 頭 育成牛 150 頭 個体販売 280 頭</p> <p>< 作付面積等 > 牧草 65 ha テントコン 60 ha 合計 125 ha (うち借地 99ha)</p>	<p>< 機械施設装備等 > トラクター 8 台 バルクーラー 1 台 ミルキングパーラー 1 台 ハロー 2 台 ディスクモア 1 台 エコノミショナー 1 台 自走式ハーベスター 1 台 搾乳ロボット 1 台 ミキサー 2 台 バキュームカー 2 台 バイオガスプラント 1 台 畜舎 4 棟 ほか</p> <p><その他> ・暗渠整備の継続</p>	<p>< 経営の方向 > ・粗飼料の品質向上及び遺伝的改良による乳量の安定 ・バイオガスプラントによる循環型農業体系の確立 ・経営基盤安定化のため、近隣の遊休農地の積極的な取得</p> <p>< 経営管理 > ・複式簿記記帳 ・税理士による経営診断 ・青色申告</p>	<p>< 労働 > ・構成員 3 人 ・常時雇 (年間) 6 人 ・臨時雇 (年間) 3 人/延べ 330 人</p> <p>主従事者の労働時間 1,900 時間</p> <p>< その他 > ・休日制の導入 (年間 78 日) ・給料制の実施</p>
<p>肉用牛 (専業)</p>	<p>< 飼養頭数 > 黒毛育成牛 50 頭 アンガス牛 80 頭</p> <p>< 作付面積等 > 牧草 62 ha テントコン 22 ha 合計 84 ha (うち借地 78ha)</p>	<p>< 機械施設装備等 > トラクター 5 台 プラオ 2 台 パワーハロー 1 台 ディスクモア 1 台 自走式ハーベスター 1 台 ハーベスター 2 台 加圧ター 1 台 ジャロッター 2 台 ホルローガー 1 台 ミキサー 1 台 ほか</p>	<p>< 経営の方向 > ・自給飼料による安全で高品質な肉牛の安定供給 ・アンガス種のブランド化促進と販売拡大 ・放牧や堆肥を活用した自然循環型農業の展開</p> <p>< 経営管理 > ・複式簿記記帳 ・税理士による経営診断及び指導 ・青色申告</p>	<p>< 労働 > ・構成員 2 人 ・常時雇 (年間) 3 人 ・臨時雇 (年間) 1 人/延べ 300 人</p> <p>主従事者の労働時間 2,400 時間</p> <p>< その他 > ・休日制の導入 ・給料制の実施 ・雇用従事者の技能向上支援</p>

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の2の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の1に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 (専業)	< 作付面積等 > トマト 0.2 ha ミトト 0.2 ha アスパラガス 0.1 ha 南瓜 0.4 ha その他 0.9 ha 合計 1.8 ha (うち借地 1.8ha)	< 機械施設設備等 > トラクター 1 台 ロータリー 1 台 マルチャー 1 台 刈り払い機 1 台 ビニールハウス等 11 棟 ほか	< 経営の方向 > ・施設栽培を中心とした営農 ・直売所の併設を目標 < 経営管理 > ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営管理 ・青色申告	< 労働 > ・家族 2 人 ・臨時雇(年間) 3 人/延べ 210 人 主従事者の労働時間 1,964 時間 < その他 > ・月 4 日程度の休日
野菜 (専業)	< 作付面積等 > スイートコーン 0.5 ha 馬鈴薯 0.5 ha 南瓜 0.4 ha 玉ねぎ 0.1 ha その他 0.6 ha 合計 2.1 ha (うち借地 2.1ha)	< 機械施設設備等 > トラクター 2 台 ビニールハウス 6 棟 ほか	< 経営の方向 > ・低農薬、低化学肥料による安全で高付加価値な野菜の生産 ・有機栽培への転換を目標 < 経営管理 > ・パソコンによる経営管理 ・青色申告	< 労働 > ・家族 3 人 主従事者の労働時間 2,000 時間 < その他 > ・週 1 日程度の休日
花き (専業)	< 作付面積等 > 花き(ハウス) スターチス 17 a その他 19 a 花き(露地) 千日紅 5 a 宿根草 5 a その他 20 a 直売所用野菜 アスパラ等 40 a 合計 106 a (うち借地 106 a)	< 機械施設設備等 > ハイハウス等 15 棟 トラクター 1 台 テーラー 1 台 倉庫 1 棟 ほか	< 経営の方向 > ・施設花きに加え、露地花きの生産技術の確立を目指す ・市場での販売に併せて、直売所での販売 < 経営管理 > ・複式簿記記帳 ・青色申告	< 労働 > ・家族 2 人 ・臨時雇(年間) 3 人/延べ 450 人 主従事者の労働時間 2,000 時間 < その他 > ・週 1 日程度の休日

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と 経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 (専業)	< 作付面積等 >	< 機械施設装備等 >	< 経営の方向 >	< 労働 >
	スイートコーン 0.5 ha	トラクター 2 台	・農作業の省力化	・構成員 1 人
	南瓜 0.4 ha	テラー 1 台	・ハウス活用による冬期営農	・臨時雇(年間) 4 人/延べ 300 人
	アスパラガス 0.4 ha	ブロードキャスター 1 台		
	小松菜 0.4 ha	ブームスプレーヤー 1 台	< 経営管理 >	主従事者の労働時間
	チンゲン菜 0.4 ha	ビニールハウス 8 棟	・パソコンによる経営管理	2,000 時間
	レタス 0.3 ha	ほか	・青色申告	
	その他 0.4 ha			
合計 2.8 ha (うち借地 2.8ha)				

第 3 第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である野菜等の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センターや農業協同組合、道央農業振興公社等の関係機関と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、道央農業振興公社の保有農地や先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、第 1 の 3 に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、担い手センター等の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農希望者への情報提供

北海道農業公社や道央農業振興公社、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

イ 就農希望者の受入環境の整備

道央農業振興公社や農業協同組合等と連携しながら、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

ウ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場の提供やインターンシップ等の農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市は、農業改良普及センター、農業委員、道央農業振興公社、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導等によって、当該青年等の営農状況を把握し、効率的かつ適切な支援を行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、北広島市営農指導対策協議会や生産者団体等による販路拡大のアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

上記アに掲げる指導支援に限らず、先進事例や他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業委員会、農業協同組合、道央農業振興公社等の関係機関・団体と連携しつつ、市が全体的な調整を行いながら、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

就農に向けた情報提供や就農相談及び技術や経営ノウハウの習得については担い手支援センター、道央農業振興公社、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合や道央農業振興公社と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、必要に応じて北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、必要に応じて北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
本市農用地面積の80%程度	

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後（R12）を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本市の農業者を取り巻く環境は、都市化が進展し営農環境の変化が進み、担い手・後継者不足を起因とした農業者の平均年齢の高齢化が顕著である。さらに、専業農家の減少なども重なり、耕作放棄地の発生が懸念されている。

一方で、認定農業者等へ農地の集積が進み、優良農地の確保・維持がされているところではあるが、面的な集積としてみると経営農地が分散している状況もみられる。

(2) 今後の農地利用等の見通し

今後は、現在の高齢農業者の離農が多く見込まれることから、1に掲げた農地集積の目標を達成するため、受け手となる担い手の確保に努める必要があり、経営農地の点在的な集積を改善し面的集積を高めることが必要である。

(3) 将来における農地利用の考え方

安定した担い手への集積を継続していく中で、集積の実情把握と農地情報等のデータベース化をおこない、農地の利用計画の下に地域農業者の理解を得ながら効率的な農地利用を実施し、地域の優良農地の維持・確保につとめる。

(4) 具体的な取り組みの内容と関係機関との連携

上記(3)の考え方を実現していくために、本市では、地域の農地情報の把握とデータベース化を実施し、農業協同組合や道央農業振興公社等の関係機関とのデータ共有を行い情報の整備をする。その情報をもとに各関係機関で一体となって設置した北広島市農用地利用計画会議を中心に、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法について

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である野菜等の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、市、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

なお、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準について

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他

市は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

(2) に規定する区域をその区域とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) の エ に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

市は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

から までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5) の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

市は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の の認定をする。

ア のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

(5) の に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(6)のに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項

市は、の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を市の掲示板への掲示により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、市に意見書を提出することができる。

市は、に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)のの要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、市は(5)のの認定を行う。

- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

(5)のの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)のの認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若し

くは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りではない。

認定団体は、 のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を市に届け出るものとする。

市は、認定団体が（ 5 ）の の認定に係る農用地利用規程（ 又は の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（ 5 ）の 及び（ 6 ）の 並びに（ 7 ）の 及び（ 7 ）の の規定は の規定による変更の認定について、（ 5 ）の の規定は 又は の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（ 9 ）農用地利用改善団体の勧奨等

認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（ 10 ）農用地利用改善事業の指導、援助

市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備に以下のとおり取り組む。

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ア 市は、かんがい排水事業、道央用水地区土地改良事業等の農業基盤整備事業を通し、汎用性の高い農地の確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。
- イ 市は、経営所得安定対策を推進し、麦、大豆、飼料作物等を適切に組み合わせた収益性の高い安定した農業経営の実現に資するよう努める。
- ウ 市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

- ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって取り組む。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び道央農業振興公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合、道央農業振興公社は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第 7 その他

附則

この基本構想は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

この基本構想は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

この基本構想は、平成 17 年 9 月 14 日から施行する。

この基本構想は、平成 18 年 6 月 21 日から施行する。

この基本構想は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

この基本構想は、平成 23 年 11 月 8 日から施行する。

この基本構想は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

この基本構想は、平成 29 年 3 月 23 日から施行する。

この基本構想は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。